

第 21 号議案

豊後大野市清川木炭生産施設条例の廃止について

豊後大野市清川木炭生産施設条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

公共施設の見直しに伴い、豊後大野市清川木炭生産施設を廃止したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市清川木炭生産施設条例を廃止する条例

豊後大野市清川木炭生産施設条例（平成 17 年豊後大野市条例第 194 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。